

芦教委第17号議案

芦屋市立学校業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

芦屋市立学校業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のように定める。

令和8年3月26日提出

芦屋市教育長 野村大祐

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、芦屋市教育委員会として、本計画を策定するもの。

芦屋市立学校 業務量管理・健康確保措置実施計画(案)

令和8年4月
芦屋市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身ともに健康で、その専門性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に適切に対応していくためには、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進することが不可欠である。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき、芦屋市教育委員会として、本計画を策定する。

(2) 本市の現状

① 勤務時間・業務量の状況

教職員の勤務時間の適正化を目指し、芦屋市では環境整備・人材配置・意識改革を柱として種々の取組を行ってきた。令和元年度からは、「芦屋市立学校業務改善ポリシー」を策定し、校内業務改善委員会の設置および活用、研修の精選、ICT 活用、学校給食費の公会計化等、各校の実情に応じた業務改善を進めてきた。こうした取組の結果、市立学校の教諭・主幹教諭および各職位の時間外在校等時間等の状況については、表1の通り年々減少傾向にある。

表1 【教諭・主幹教諭の H30 年度からの時間外在校等時間の推移】

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
小学校	42:14	38:51	30:07	33:39	31:32	32:09	31:28
中学校	66:01	60:21	52:05	52:00	54:12	50:43	50:56

また、令和 6 年度の職位・校種別 80 時間超・45 時間超の割合や時間外在校等時間は表2、表3の通りである。

表2 【令和 6 年度の時間外在校等時間 80 時間超、45 時間超：職位・校種別表】

*令和 6 年度中 1 月でも 80(45) 時間を超えた教職員の割合

	小学校		中学校	
	80 時間超	45 時間超	80 時間超	45 時間超
校長	37.5%	75.0%	100%	100%
教頭	75.0%	100%	66.7%	100%
教諭・主幹教諭等*	8.3%	52.5%	33.3%	82.8%
全教職員	11.2%	55.0%	36.2%	83.8%

表3 【令和 6 年度の 1 か月時間外在校等時間の平均時間：職位・校種別表】

	小学校	中学校
校長	42:01	63:34
教頭	67:14	67:21
教諭・主幹教諭等*	28:12	44:10
全教職員	28:44	45:23

*上記項目における教諭・主幹教諭等には養護教諭・栄養教諭・学校事務職員・臨時講師を含む

時間外在校等時間は一定の縮減がみられる一方で、長時間勤務となっている教職員や、職位・校種等による負担の偏りも依然として存在している。

2 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。政府目標「令和11年度までに月平均30時間程度」を踏まえ、毎年度、進捗評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が「子どもたちと向き合う時間」や「授業の質を高める時間」を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに政府目標である

「1か月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下」とすることを計画期間中の目標とする。

・1か月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%

年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (R6は実績値)	小	88.8%		100%	100%	100%	100%
	中	63.8%		75%	100%	100%	100%

・1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%

年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (R6は実績値)	小	45.0%		60%	75%	90%	100%
	中	16.2%		30%	50%	75%	100%

・1年間における教職員の1か月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度

・1年間時間外在校等時間：360時間以下

年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小	校長	42:01		40:00	37:00	33:00	30:00
	教頭	67:14		50:00	42:00	36:00	30:00
	教諭・主幹教諭等	28:12		25:00	25:00	25:00	25:00
	全教職員	28:44		30:00	30:00	30:00	30:00
中	校長	63:34		50:00	42:00	36:00	30:00
	教頭	67:21		50:00	42:00	36:00	30:00
	教諭・主幹教諭等	44:10		40:00	37:00	33:00	30:00
	全教職員	45:23		40:00	35:00	30:00	30:00

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、健康保持増進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備することで、質の高い教育を実現する。

・年次休暇を年間10日以上取得する教職員：100%

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (R6は実績値)	72.0%		80%	90%	100%	100%

・ウェルビーイングを感じている指数(10点満点:学校業務改善アンケートによる調査):7点以上

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (R6は実績値)	5.2点		5.8点	6.2点	6.6点	7.0点

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

① 執務環境の整備

【R8新規事業】

・庶務管理システムの導入および活用

教職員の休暇や出張等の申請を電子化し、既存の校務支援システムと連携させることで、職員のスケジュールの見える化、学校日誌の自動作成等を実施し、さらなる業務の効率化を目指す。

【継続事業】

・校務支援システムおよびグループウェア・掲示板機能の活用

・電子チラシ掲示板システム・欠席遅刻等連絡受付アプリの活用

・時間外応答メッセージの活用

② 「チーム学校」としての人材配置・活用

【R8 新規事業】

・教頭業務サポーターの新規配置

朝の時間帯に教頭業務サポーターを配置し、事務的な業務を移管することで、教頭の負担軽減業務改善を図る。教職員のマネジメントなど、管理職としての本来の業務に集中できる環境を整え、教職員全体の業務改善につなげる。

・一部学校における学校業務サポーターの配置時間拡充

4校の学校業務サポーターの配置時間を2時間拡充することで、市内全11校の業務サポーターの配置時間を1日7時間にし、更なる教職員の業務改善につなげる。

【継続事業】

- ・学校業務サポーターの継続配置
- ・スクールソーシャルワーカーや教育委員会顧問弁護士など外部人材の配置・活用

③教職員の意識改革

【継続事業】

- ・「定時退勤日」「ノー会議デー」の設定および実施
- ・校内業務改善委員会（業務改善プロジェクトチーム）の機能強化

④制度・仕組みの見直し

【R8 新規事業】

- ・部活動地域展開の実施

これまで教職員が担ってきた中学校の部活動を終了し、地域が運営主体となる地域クラブ活動に展開していく。

【継続事業】

- ・教育委員会による各種研究・調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
- ・適切な教育課程の編成、実施

⑤業務の整理とマネジメント

【継続事業】

- ・「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し*別表参照
- ・各職種・職位の役割分担の明確化・見直し

(2)健康の保持促進

【R8 新規事業】

- ・勤務間インターバルの導入

終業時刻から翌日の勤務開始時刻まで11時間以上の勤務間インターバルを確保する「勤務間インターバル制度」を導入し、心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの向上を目指す。

【継続事業】

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・1か月時間外在校等時間が100時間超または2~6か月平均80時間超の職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口（スクールカウンセラー、産業医・保健師、人事担当・教育相談機関等）の周知

(3)取組の実効性を高めるための推進体制の整備

【R8 新規事業】

- ・庶務管理システムによる出退勤時刻の客観的把握および時間外在校等時間1か月45時間以内・1年360時間以内の勤務時間管理の推進

勤怠管理機能を追加することで、時間外在校等時間を正確かつリアルタイムに把握し、教職員の

業務量の適切な管理を行う。

【継続事業】

- ・芦屋市立学校業務改善推進委員会の設置・運営
- ・校内業務改善委員会を通じた業務改善の推進
- ・時間外の間い合わせ自粛や夜間の電話利用の抑制などについて、保護者向けチラシなどを通じた周知・啓発

5 今後のフォローアップ

- ・芦屋市教育委員会において、本計画に基づく目標の達成状況や具体的措置の実施状況を定期的に点検し、芦屋市立学校業務改善推進委員会、校内業務改善推進会議等において共有・検証する。
- ・学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行い、「1校1項目以上の業務改善」の実施を確認する。
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、個別の支援・指導を行い、具体的な業務改善策の立案・実行を支援する。
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページやお便り、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者・地域に対し、教職員の働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を求める。
- ・管理職向けのマネジメント研修（勤務時間管理、業務改善、ハラスメント防止、メンタルヘルス対応等）を充実させ、取組の実効性を高める。

芦屋市立学校業務量管理・健康確保措置実施計画 別表

「学校と教師の業務の3分類」における芦屋市の取組状況および今後の見通し

	項番	項目	現状 (R7年度末現在)	今後の見通し	R8年度末状況
学校以外が担うべき業務	1	登下校時の通学路における日常の見守り活動等	PTAや愛護委員に見守り活動を行っていただいております、基本的には従来から学校以外で担っていただいている業務である。	関係団体との連携を強化して現状の取組を継続する。	
	2	放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	芦屋市には繁華街や大型商業施設がなく、児童生徒が補導される事案も突発であるため、現状として恒常的な業務ではない。	警察や関係機関との連携を引き続き強化する。	
	3	学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	学校徴収金のうち、給食費はH29年度から公会計化している。一方、教材費や宿泊学習の費用についてはまだ学校で徴収・管理を行っている。	今後の検討課題として学校業務改善推進委員会の議題にも取り上げたり他自治体の取組を参考にしたりして、研究していく。	
	4	地域学校共同活動の関係者間の連絡調整等	市教委からの保護者あてチラシや県教委の共同メッセージのポスター掲示等で地域・保護者に協力を図っている。学校ボランティア等の組織や依頼の形態については、各校ごとに行われている状況である。	引き続き様々な方法で地域・保護者に対して周知啓発を行っていく。学校ボランティア等との連絡調整等については、好事例を横展開して各学校に周知を行う。	
	5	保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	従来より、学校では対応が困難な事案については教育委員会が介入したり、R7年度から芦屋市教育委員会で顧問弁護士を委託し、難しい事案に対して弁護士の専門的助言を得て問題解決を図る体制を整えている。	学校では対応が困難な事案については引き続き教育委員会も介入したり、専門家の助言を得て解決を図っていく。	
教師以外が積極的に参画すべき業務	6	調査・統計等への回答	教育委員会の各部署から学校に対して行う調査は、可能な限り精選して行うようにしている。また、調査を行う場合でも、「Logoフォーム」などの電子申請システムを活用し、取りまとめの手間をなくす工夫を行っている。	引き続き各課において学校に対して行う調査・統計を精選していく。回答や取りまとめが簡便になる方法も検討していく。	
	7	学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	各学校において概ね教員が行っている業務である。	今後、優先順位をつけて取り組む中で、教職員以外で担っていくのか研究していく。	
	8	ICT機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理	打文の情報担当、ICT支援員、委託業者（ヘルプデスク、各種システム保守委託先）など、学校外部の人材で対応を行っている。	引き続き学校外部の人材で対応を行えるような体制を継続していく。	
	9	学校プールや体育館等の施設・設備の管理	各学校の取組になるが、プール清掃については業者委託で進めている学校もある。	水泳指導の外部委託については、予算の関係や既存の施設の活用の視点から、今後大規模な改修が必要な際に検討をする予定である。	
	10	校舎の開錠・施錠	校舎の施錠はH17年度から外部人材に委託している。開錠については教員（主として管理職）が時間外に行っている。	R8年度に配置する教頭業務サポーターが校舎の開錠を担う予定である。	

務	11	児童生徒の休み時間における安全への配慮	教職員が担っている。	必要性や他自治体の状況を注視しつつ、他の取組との優先順位を考え検討する。	
	12	清掃活動	日常的な清掃活動は教職員が担っている。	必要性や他自治体の状況を注視しつつ、他の取組との優先順位を考え検討する。	
	13	部活動	令和8年度中の地域展開を目指して、取組、調整を行っている。	部活動の地域展開に移行し、学校の業務から切り離す。	
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	14	給食の時間における対応	PTAや地域ボランティア等と連携し地域、保護者の方にご協力をいただいている学校もあるが、市教委としては主導していない。	必要性や他自治体の状況を注視しつつ、他の取組との優先順位を考え検討する。	
	15	授業準備	プリントの印刷など事務的な部分については、学校業務サポーターが担っている。また、デジタルドリルなどICTを導入している。	学校業務サポーターの配置時間を拡充し、事務的業務のさらなる負担軽減を目指す。またICTを効果的に活用しながら負担軽減を図る。	
	16	学習評価や成績処理	R5年度から中学校にデジタル採点システムを導入している。	中学校ではデジタル採点システム利用を継続するとともに、小学校についてはテストパークを導入し、活用促進する。	
	17	学校行事の準備・運営	各学校においてこれまで行っていた学校行事を精選し形を変えたり、準備を保護者の方にご協力いただいたり、委託したりしている学校があるが、市教委としては主導していない。	各学校の取組を横展開し、効果のある方法を周知啓発していく。	
	18	進路指導の準備	他市町の状況集約など、進路担当者会などで必要な情報の提供を行っている。県教委への要望・意見・質問等があれば、市教委が間に入る。効率よく書類作成等を進めるため、委託業者と調整している。	R7年度から全面導入された、公立高等学校等入学者選抜インターネット出願システムが学校現場にとって、より業務改善につながるものになるよう、県への要望、委託業者との調整を継続する。その他、進路事務の効率化がすすむよう検討していく。	
	19	肉援が必要な児童生徒・家庭への対応	SSWやピースサポーター、特別支援教育支援員、介助員などの外部人材の配置・拡充を行っている。	配置の有効性を検証しつつ、今後も必要な人材を配置し負担軽減を図る。	

芦屋市立学校 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）概要版

令和8年4月 芦屋市教育委員会

1. 計画の趣旨・目的

教職員が心身ともに健康で、その専門性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に適切に対応するため、業務量の削減・効率化、健康の保持増進、働きがいのある学校づくりを推進することを目的とします。

（根拠：公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条）

2. 現状

芦屋市では、「芦屋市立学校業務改善ポリシー」等に基づき、環境整備・人材配置・意識改革等の取組を進めてきた結果、教諭・主幹教諭等の時間外在校等時間は年々減少傾向にあります。しかしながら、令和6年度の状況では、校長、教頭、教諭・主幹教諭等、全職位において、月80時間超および月45時間超の時間外在校等時間を記録する教職員がいること、職位・職種等による負担の偏りも依然として課題となっております。

＜令和6年度 時間外在校等時間状況＞

80時間超 ^{※1} の教職員割合	全教職員 11.2% (小学校)	36.2% (中学校)
45時間超の教職員割合	全教職員 55.0% (小学校)	83.8% (中学校)

＜令和6年度 職種・職位別の時間外在校等時間状況＞

(小学校) 校長	42:01	教頭	67:14	教諭・主幹教諭等 ^{※2}	28:12
(中学校) 校長	63:34	教頭	67:21	教諭・主幹教諭等	44:10

※1…

令和6年度中1月でも80時間を超えた教職員の割合

※2…

養護教諭・栄養教諭・事務職員・臨時講師を含む

3. 計画期間・目標

令和8年度～令和11年度（4年間）毎年度進捗評価と計画の見直しを行います。

【時間外在校時間に関する目標】

- 1か月時間外在校等時間80時間以下の教職員の割合:100%（最優先）
- 1か月時間外在校等時間45時間以下の教職員の割合:100%
- 1か月時間外在校等時間の平均:30時間程度
- 1年間時間外在校等時間:360時間以下

【ワークライフバランスや働きがいに関する目標】

- 年次休暇を10日以上取得する教職員の割合：100%
- ウェルビーイングを感じている指数（10点満点）：7点以上

4. 実施する業務量管理・健康確保措置（令和8年度新規・拡充事業のみ抜粋）

- (1) 業務量の削減・業務の効率化
 - ・ 庶務管理システムの導入、活用：休暇・出張申請の電子化、校務支援システム連携等による業務効率化
 - ・ 教頭業務サポーターの新規配置・部活動地域展開・学校業務サポーター配置時間拡充
- (2) 健康の保持促進
 - ・ 勤務間インターバル制度の導入：終業時刻から翌日始業時刻まで11時間以上のインターバルを確保
- (3) 取組の実効性を高めるための推進体制
 - ・ 庶務管理システムによる出勤時刻の客観的把握・時間管理：勤怠管理機能追加による正確かつリアルタイムな把握

詳細版はこちらから



芦屋市HP